⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Fukui Bridge (Composite girder).
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 p.m. 3 December 2018
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 10 : 00 a.m. 15 January 2019 (tenders brought with or tenders submitted by mail : 10 : 00 a.m. 15 January 2019)
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Osaka Regional Bureau, Japan Railway Construction, Transport and Technology Agency, 5―36 Miyahara 3-chome Yodogawa-ku, Osaka-shi, Osaka 532―0003 JAPAN Tel 06―6394―6029

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 30 年 10 月 31 日
独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役　大阪支社長　渡邉　　修
◎調達機関番号　565　◎所在地番号　27
○大支公告第 41 号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　北陸新幹線、武生橋りょう（合成けた）（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　福井県越前市北町、庄町、大屋町地内
⑷　工事内容　本工事は、北陸新幹線、高崎起点439km035m～439km370m武生橋りょう（L＝335m）及び高崎起点439km781m～439km922m第３庄橋りょう（L＝141m）における４径間連続合成けた、鋼ラーメン門型橋脚及び３径間連続合成けたの製作・運搬・架設工事である。
架設方法について、武生橋りょうの下部工（梁部）は多軸式特殊台車による一括架設、上部工の中央径間は送出し架設、側径間はクレーンベント架設を、第３庄橋りょうは送出し架設を考えている。
⑸　工期　30箇月間
⑹　使用する主な資機材
鋼材（ボルトを除く）　約3,900ｔ
生コンクリート　約4,700㎥
鉄筋　約690ｔ
⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事は、施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
⑼　本工事は、契約締結後に工事内容の変更について提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑽　本工事は、入札手続きを電子入札システムにより実施する対象工事である。
なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。
⑾　本工事は、総価契約単価合意方式のうち、単価を包括的に合意する方式の対象工事である。
⑿　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木関係積算標準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

2　競争参加資格　次に掲げる条件すべてを満たす２者又は３者を構成員とする特定建設工事共同企業体又は単体有資格者とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）大阪支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた特定建設工事共同企業体又は単体有資格者とする。
⑴　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第４条又は第５条の規定に該当しない者であること。
⑵　「平成29・30年度工事競争参加資格確認者」のうち機構大阪支社管内（北陸）「鉄骨鉄けた」に係る競争参加資格の認定を受けていること。
㈱　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、機構大阪支社が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。
⑶　特定建設工事共同企業体の構成員のうち代表者又は単体有資格者は、平成15年度以降に元請として完工（引き渡し済みのものに限る。）した以下の㋐及び㋒に掲げる工事の施工実績を有することとし、特定建設工事共同企業体のその他の構成員は㋑に掲げる工事の施工実績を有すること。
ただし、当該施工実績が共同企業体の構成員としての実績である場合には、特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格者は出資比率が構成員中最大、特定建設工事共同企業体のその他の構成員は出資比率が10％以上のものに限る。
また、当該施工実績が機構（国鉄清算事業関係を除く。）が発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。なお、工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引き渡し済みの工事も要件を満たす場合は施工実績とすることができるが、一部しゅん功し引き渡し済みの工事の場合には、当該工事の主たる目的物を引き渡していなければならない。
㋐　鉄道工事における鋼材重量400ｔ以上の合成けた又は鉄けたの製作工事
㋑　合成けた又は鉄けたの製作・架設工事
㋒　送出し工法による鋼材重量400ｔ以上の合成けた又は鉄けたの架設工事
⑷　機構の施工実績がある場合は、当該工事種類における平成28年度及び平成29年度の機構の工事成績が、２年連続で平均が60点未満でないこと。
⑸　工事全般の施工計画が適正であること。
⑹　特定建設工事共同企業体の全ての構成員又は単体有資格者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。
ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
イ　特定建設工事共同企業体の構成員のうち代表者又は単体有資格者は、平成15年度以降に元請として完工（引き渡し済みのものに限る。）した以下の㋐及び㋒に掲げる工事の施工経験を有することとし、特定建設工事共同企業体のその他の構成員は、㋑に掲げる工事の施工経験を有する者を配置すること。
なお、当該施工経験が共同企業体の構成員としての経験である場合には、出資比率が10％以上のものに限る。
以下に掲げる工事の施工経験を１名の配置予定技術者で条件を満たすことができない場合は、複数の技術者の組合せとすることができる。
配置予定技術者は、各担当の施工期間中のみの専任配置でよいが、契約期間中はもれなく配置予定技術者を専任配置すること。ただし、工場製作のみを担当する配置予定技術者は、専任でなくても良い。なお、配置予定技術者が２人以上配置される期間については、代表となる配置予定技術者を定め、その代表者が工事全体を管理すること。
当該施工経験が機構（国鉄清算事業関係を除く。）が発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。
なお、工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引き渡し済みの工事も要件を満たす場合は施工経験とすることができるが、当該工事が一部しゅん功し引き渡し済みの工事である場合には、主たる目的物を引き渡していなければならない。
㋐　鉄道工事における鋼材重量200ｔ以上の合成けた又は鉄けたの製作工事
㋑　合成けた又は鉄けたの製作・架設工事
㋒　送出し工法による鋼材重量200ｔ以上の合成けた又は鉄けたの架設工事
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、機構大阪支社長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。